第四条　十分に作業又は加工される産品

1　この附属書の第二条(b)の規定の適用上、非原産材料を使用して得られる産品であって、次のいずれかのものは、締約国の原産品とする。

(a)　当該産品の生産に使用された非原産材料の価額が当該産品の工場渡し価額の六十パーセントを超えない産品

(b)　当該産品の生産に使用されたすべての非原産材料について、当該締約国の関税地域において、統一システムの関税分類の変更であって、四桁番号の水準におけるものが行われた産品

2　1の規定にかかわらず、この附属書の付録一に掲げる統一システムの関税分類番号の産品については、同付録一に定める品目別規則を満たす場合には、締約国の原産品とする。

3　1及び2の規定の適用上、この附属書の第七条に定める工程は、十分な作業又は加工としてはならない。

4　1及び2の規定の適用上、締約国の関税地域における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者の所在する当該関税地域の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、保険料及び適当な場合のこん包費その他のすべての費用を含むもの

(b)　当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該関税地域における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料の供給者の倉庫から当該産品の生産者の所在地まで当該非原産材料を輸送するために当該関税地域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該関税地域において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

5　4(a)の規定の適用において非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、非原産材料の関税地域内での取得（関税地域内での商取引の場合を含める。）について準用する。

6　産品が締約国の原産品であるか否かを決定するため当該産品の生産に使用される非原産材料の価額を算定するに当たり、当該非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される材料であって当該締約国の原産品であるものの生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

7　1及び2の規定の適用上、締約国の関税地域内で一又は二以上の生産者によって行われる異なる段階における生産を考慮することができる。

8　この条の規定の適用上、「統一システム」とは、この附属書の付録一に定める品目別規則において用いられているものをいう。

第五条　原産地の累積

1　この附属書の第二条の規定にかかわらず、一方の締約国の原産品であって、他方の締約国の関税地域において産品を生産するための材料として使用されるものについては、当該他方の締約国の原産品とみなすことができる。

2　一方の締約国の関税地域から他方の締約国の関税地域に輸出されるいずれかの締約国の原産品であって、次のいずれかの条件を満たすものについては、原産品としての資格を維持するものとする。

(a)　当該原産品が輸出締約国の関税地域に輸入された時の状態と同一の状態で輸出されること。

(b)　当該原産品について、輸出締約国の関税地域においてこの附属書の第七条に規定する工程以上の作業又は加工が行われていないこと。

第六条　許容限度

1　この附属書の付録一に別段の定めがある場合を除くほか、必要な関税分類の変更が行われていない非原産材料を使用して得られる産品については、次の場合には、締約国の原産品とみなす。ただし、当該産品が原産品とされるための要件であって、この附属書（次条を含む。）に定める他のすべての関連するものを満たしている場合に限る。

(a)　統一システムの第一類から第二四類までの各類に分類される産品については、その生産に使用されたすべての非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が産品の工場渡し価額の七パーセント以下の場合

(b)　統一システムの第二五類から第四九類までの各類及び第六四類から第九七類までの各類に分類される産品については、その生産に使用されたすべての非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の価額が産品の工場渡し価額の十パーセント以下の場合

(c)　統一システムの第五〇類から第六三類までの各類に分類される産品については、その生産に使用された非原産材料（必要な関税分類の変更が行われていないものに限る。）の総重量が当該産品の総重量の七パーセント以下の場合

2　もっとも、産品の生産に使用された非原産材料の価額を算定するに当たっては、1に規定する非原産材料の価額を考慮する。

第七条　原産品としての資格を与えることとならない工程

1　次の工程については、この附属書の第四条1又は2に規定する要件を満たしているか否かを問わず、産品が締約国の原産品とされるための十分な作業又は加工とはみなさない。

(a)　輸送又は保管の間に当該産品を良好な状態に保管することを確保する保存工程（乾燥、冷凍、塩水漬け等）その他これに類する工程

(b)　改装及び仕分

(c)　洗浄、浄化及び粉じん、酸化物、油、塗料その他の被覆の除去

(d)　塗装及び研磨のための単純な工程

(e)　研ぐこと、単純な破砕又は単純な切断

(f)　ふるい分け、選別、分類、格付又は組み合わせる工程（物品をセットにする工程を含む。）

(g)　瓶、缶、フラスコ、袋、ケース又は箱に単純に詰めること、カード又は板への単純な固定その他の単純な包装工程

(h)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(i)　産品又はその包装にマーク、ラベル、シンボルマークその他これらに類する識別表示を付し、又は印刷する工程

(j)　産品の単純な混合（異なる種類の産品の混合であるか否かを問わない。）

(k)　完成品とするための部品の単純な組立て又は産品の部品への分解

(l)　繊維のアイロンがけ又はプレス

(m)　穀物及び米について、殻を除き、一部又は全部を漂白し、研磨し、及びつや出しする工程

(n)　砂糖を着色し、又は角砂糖とするための工程

(o)　果実、ナット及び野菜の皮、核及び種を除く工程

(p)　動物のとさつ

(q)　(a)から(p)までに規定する工程の二以上の工程の組合せ

2　1の規定の適用上、産品について締約国の関税地域において行われる工程については、そのすべてを全体として考慮する。

3　この条の規定の適用上、

(a)　「単純な」又は「単純に」として規定される工程とは、専門的な技能又は当該工程を行うために特別に生産され、若しくは設置された機械、器具若しくは設備を必要としない場合の工程をいう。